

2 家内労働法のきまり（委託者のみなさんへ）

家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。ぜひ守っていただきたいと思います。

1 『最低賃金』のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者のみなさんは、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もしそういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。最低工賃額以上の工賃を支払わない場合は、罰金が科せられます。

東京都では、2013年6月現在、3業種について、最低工賃が決められています。

(①東京都電気機械器具製造業最低工賃、②東京都婦人既製洋服製造業最低工賃、③東京都革靴製造業最低工賃)

2 工賃を支払うときに注意することは

家内労働者は、工賃で生計をたてています。そこで、工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなかったりすると、暮らしに困ってしまいます。こういうことのないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1ヶ月以内に支払うことなどが、委託者のみなさんに義務づけられています。

現金で

製品や、小切手での支払いはできません。

ただし、家内労働者の同意があれば、次の2つは、さしつかえありません。

ア 郵便為替の交付

イ 銀行などの預金・貯金への振込み

納品から1ヶ月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先にのぼすことはできません。

また、現金払いの例外のときにも、やはり1ヶ月以内に、家内労働者の手元に届いていなくてはなりません。

全額一括して

たとえば、家内労働者が、必要な機械などを委託者から買ったとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。

また、不良品があって、工賃を減額する場合でも、一度全額支払ってから改めてその額を請求するということになります。

※なお、製品の受け渡しや工賃の支払いは、原則として、家内労働者の仕事場で行うように努めなければなりません。

家内労働者は、委託者の指揮監督のもとで働くわけではありません。労働時間や作業方法などは、本人の責任で行われ、しかも複数の委託者と契約することもできます。こういう面からは、「自営業者」的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を提供され、他人を使わずに製造・加工などの仕事をしています。

これは、仕事の報酬としての工賃を得るためであり、経済的には委託者に従属しています。この面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような実情から、形式的には自営業者として労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しているのです。

3 家内労働手帳の交付が義務付けられています

委託者のみなさんが、家内労働者に仕事を頼むとき、材料を渡しますが、このとき、もうひとつ忘れてはいけなのが、**家内労働手帳**です。

これは、後になって委託者と家内労働者の間でトラブルが起こるのを防ぐために、工賃などの約束事について、前もって文書で明確にしておくものです。

伝票式家内労働手帳（見本）

これらの用紙は 2 枚複写になっています。
2 枚目を家内労働者の方に交付してください。

※必要なことが書いてあれば、いつも使っている伝票でもかまいません。
また、課税のための文書ではないので、印紙をはる必要もありません。
東京都では、伝票式の家内労働手帳を作成し、「家内労働相談コーナー」で無料でお配りしています。ご利用ください。

4 委託の打ち切りの予告について

家内労働者の中には、同じ仕事を長いこと続け、技能を持っている方がたくさんいます。こういう方たちは、急に仕事を打ち切られても、他の仕事に変わることはむずかしく、生活に困ってしまいます。

そのようなことのないよう、継続して仕事を出している委託者が、やむを得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者が別の委託者を探すことができるよう、十分な予告期間をとってください。

5 労働基準監督署への届出が必要です

(1) 委託状況届

事業の種類、営業所の名称・所在地、委託している仕事の内容、家内労働者や補助者などの数を、次のように届け出てください。

ア 初めて委託者になった方は、そのときすぐに

イ 毎年、4月1日現在の状況については、4月30日までに

(2) 家内労働死傷病届

家内労働者又は補助者の方が、仕事を原因とするけがや病気により、4日以上休業したり、又は亡くなられた場合は、届出が必要です。